

## せり人の承認要領

せり人の承認については、函館市青果物地方卸売市場条例（以下「青果条例」という。）第13条から第14条、函館市青果物地方卸売市場条例施行規則（以下「青果規則」という。）第10条から第10条の2および函館市水産物地方卸売市場条例（以下「水産条例」という。）第14条から第17条までならびに函館市水産物地方卸売市場条例施行規則（以下「水産規則」という。）第10条から第14条までの規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 1 資格要件

水産条例第14条第4項第5号に規定するせりを遂行するのに必要な経験または能力を有していない者とは、卸売の業務の経験年数が3年未満の者をいう。

### 2 承認申請書の添付書類

青果規則第10条の2第4号および水産規則第10条第4号に規定する書類は、せり人に係る宣誓書とする。

### 3 せり人の氏名または住所の変更届出

卸売業者は、せり人が氏名または住所を変更したときは、遅滞なくせり人氏名・住所変更届出書を市長に提出しなければならない。

この場合において、当該届出書には当該せり人に係る住民票の写しを添付しなければならない。

#### 附 則

この要領は、昭和61年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。